

3. ごみ処理経費

平成20年度のごみ処理・リサイクルには、年間約142億円の経費※1がかかっています。

平成15年度※2と比べると、平成18年7月に実施した「家庭ごみ収集制度見直し」によるごみの減量、リサイクルの促進に伴い、収集体制の見直しや効率化等に取り組んだ結果、総額で約19億円の経費を削減しました。※3

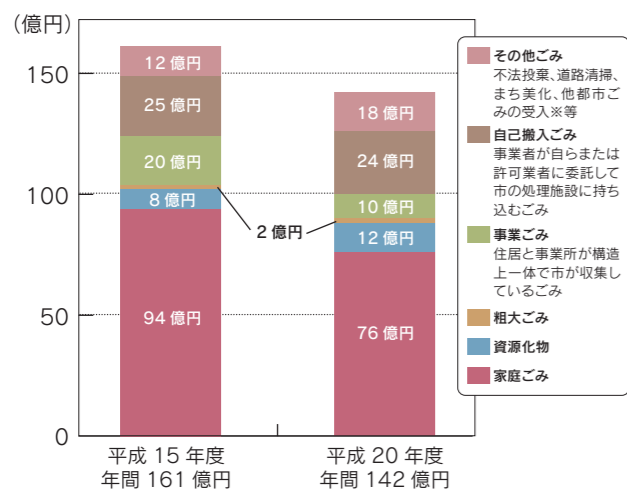
※1 収集運搬、破碎、選別、再資源化、焼却、埋立の処理・リサイクルに要した総経費です。

※2 古紙回収奨励金制度見直し（H16.7月）や事業系ごみ対策（H16.10月：住居併設事業所以外の事業所から排出されるごみの市収集廃止）など、先行実施したごみ減量・リサイクル促進施策の影響がない平成15年度を比較基準年としています。

※3 新たにプラスチック製容器包装の分別収集を開始したことに伴い、資源化物のリサイクル経費は約4億円増加しましたが、ごみ減量に伴い、家庭ごみ等の処理経費を約23億円削減しました。

◆ごみの種類別経費

ごみの種類別では、一般家庭から出る家庭ごみを処理するために最も多くの経費（ごみ処理・リサイクル経費の約54%）がかかっています。



※ 他都市ごみの受入

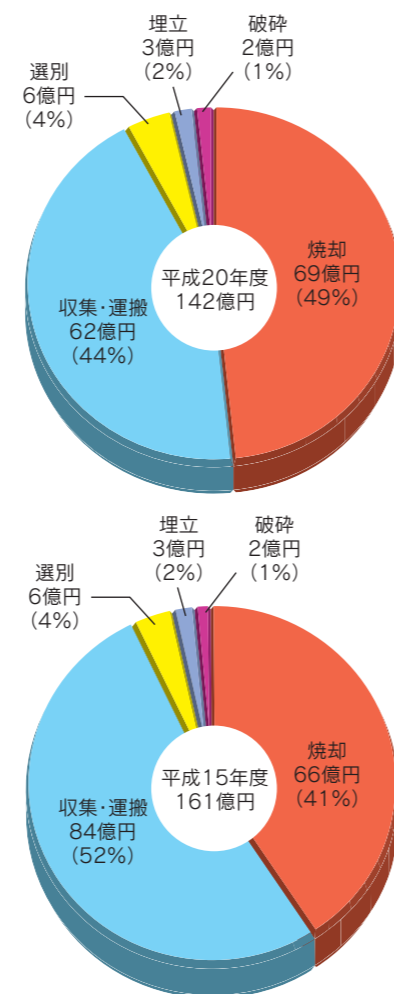
- 平成11年度から直方市、平成17年度から行橋市・みやこ町、平成19年度から遠賀・中間1市4町のごみ処理の受入を行っています。
- 他都市ごみの受入により、その他ごみの処理経費が増加していますが、本市のごみ処理原価を基本として算定した処理経費を各市町から委託料として徴収しています。

◆家庭ごみの処理経費

家庭ごみの処理経費	平成15年度	平成20年度	対15年度増減
ごみ処理・リサイクル総経費	161億円	142億円	▲19億円
家庭ごみ処理経費 (総経費から見た割合)	94億円 (約58%)	76億円 (約54%)	▲18億円
1日あたりの処理費用	2,600万円	2,100万円	▲500万円
市民一人あたり年間処理費	9,400円	7,700円	▲1,700円
一世帯あたり年間処理費	22,400円	17,900円	▲4,500円

◆ごみの処理別経費

ごみ処理の経費の内訳は、新門工場の建替えに伴い、平成19年度から工場建設費（減価償却費）を計上したことから、焼却にかかる経費が約69億円（約49%）と最も多く、次いで収集運搬に約62億円（約44%）の経費がかかっています。収集運搬経費は、ごみ減量に伴う収集体制の見直しや委託化の推進などにより、平成15年度と比較して約22億円の経費を削減しました。



4. 北九州市建設リサイクル資材認定制度

(1) 認定制度の開始

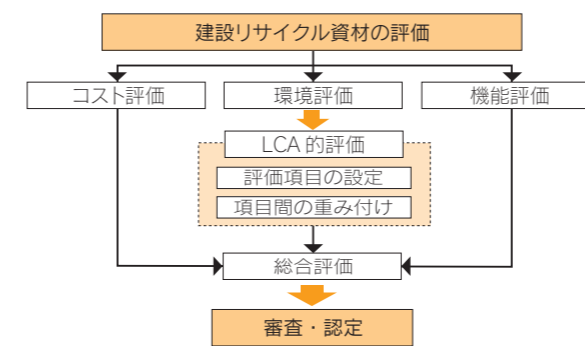
世界の環境首都をめざす北九州市では、建設工事について「北九州市建設リサイクル推進行動計画」を策定し、政令市で初めて「建設リサイクル資材の認定制度」を始めました。

また、平成18年には、建設リサイクル資材の利用促進をめざして新たな評価制度を採用するなど改善を図っています。

(2) 新たな評価手法の導入

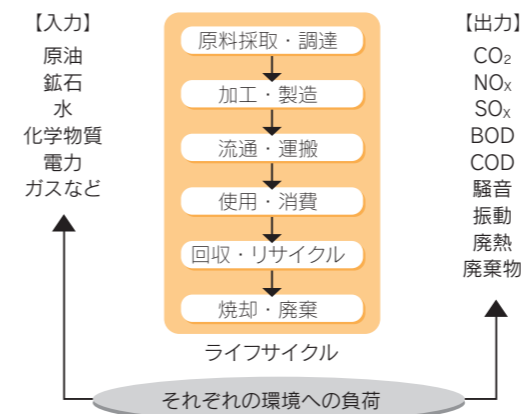
新たな評価制度は、従来の「機能評価」に「環境評価」と「コスト評価」を加え基準を明確化しています。

◆建設リサイクル資材評価検討フロー



LCA（ライフサイクルアセスメント）とは、下図に示すように資材のライフサイクル（原料採取からリサイクル、廃棄に至るまで）の環境負荷を、資源消費量及び排出量について、それぞれ算出し環境への影響を評価する手法です。

◆LCAと環境負荷の概念図



環境評価における「LCA的評価」とは、このLCAの考え方を参考にして、比較項目を設定、選択することにより点数化する簡易的な評価手法のことです。

(3) 明確な認定基準と優先的使用への取組

「LCA的評価」の基準は、従来資材を100点中60点とし、環境負荷を軽減させるための資材を認定する観点から、プラス5点の65点以上としています。

コスト評価の基準は、本市におけるグリーン購入の取組や工事コストへの影響を考慮して、従来の資材価格のプラス20%以下の価格としています。

利用促進に関しては、認定資材を優先的に使用する仕組みとして、評価制度の導入に併せ「北九州市認定建設リサイクル資材使用指針」を策定しました。

これは、下図に示すように従来資材と同等な価格の認定資材が自由な競争に行なわれるに足りる数に達したとき、認定資材の使用を義務化するものです。

◆優先使用開始イメージ

LCA的評価	100点	★は認定資材	
		★	★
65点	★	★	★
60点	従来資材	→	プラス20%以下

コスト評価

(4) 資源循環型社会に向けて

平成21年度末時点において、建設リサイクル資材として79資材を認定していますが、今後、多くの建設リサイクル資材が認定されることを望んでいます。

資源循環型社会を構築するためには、環境に配慮した資材を認定するだけでなく、その利用促進を図ることが重要です。利用促進が、新しいリサイクル資材の開発を促すという「リサイクル資材循環の輪」を進めるものです。

平成19年10月には、コンクリート二次製品の一部を優先使用資材と指定し、1年間の経過措置期間を経て平成20年10月から優先使用を実施しています。

5. 産業廃棄物の適正処理の推進

産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち燃え殻・汚泥・廃プラスチック類等の20種類のことをいいます。このうち、爆発性・毒性・感染性などにより、人の健康・生活環境に被害を及ぼすおそれのある産業廃棄物は、特別管理産業廃棄物として定められています。

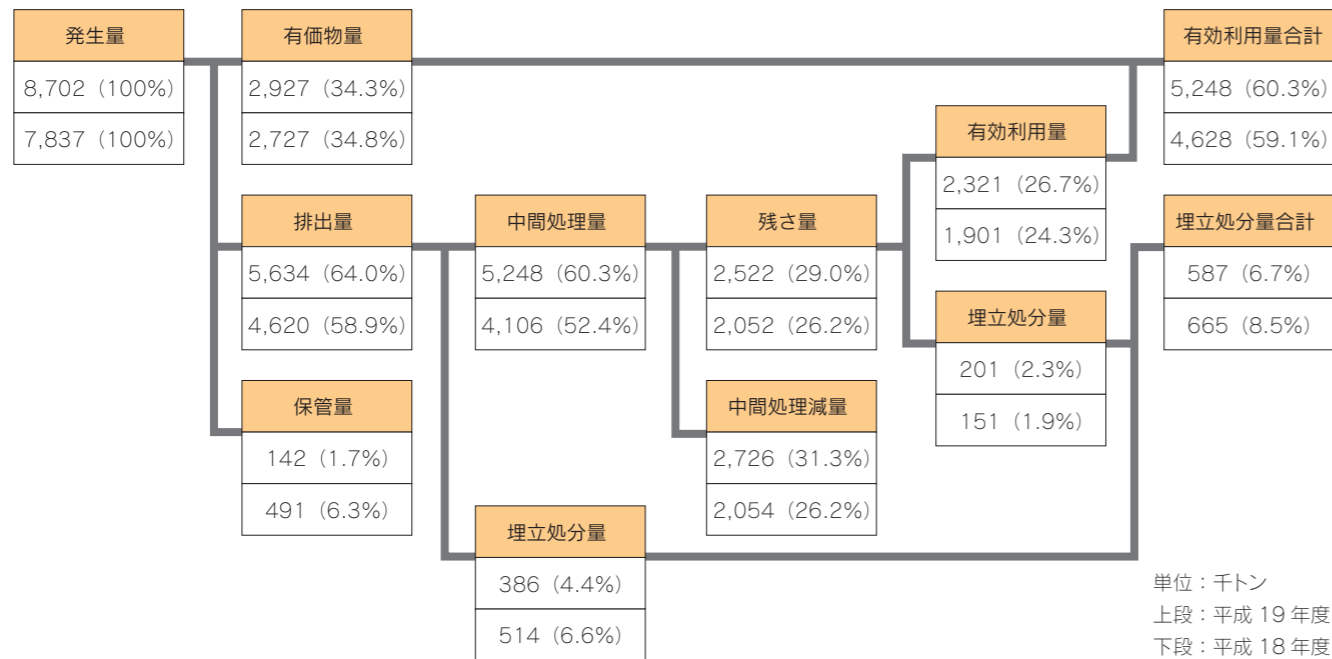
これらの産業廃棄物は、その排出事業者が自らの責任において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に定める基準に従い処理しなければならないものとされており、その処理を他人に委託する場合は、廃棄物処理法上の許可を有する業者に委託しなければなりません。

近年、アスベスト廃棄物の発生量の増大、最終処分場残余量のひっ迫など、産業廃棄物の処理を取り巻く環境が一段と厳しくなる中、良好な生活環境の維持や循環型社会の構築のため、監視・指導・規制などの強化により、本市の産業廃棄物の適正な処理を推進しています。

(1) 本市の取組

本市では、産業廃棄物の適正処理を推進するため、産業廃棄物処理業者への立入検査・不法投棄防止パトロール・不法投棄等通報員制度・不法投棄防止監視カメラ・許可申請時の審査指導など、多面的な取組を積極的に進めています。

◆北九州市産業廃棄物の処理フロー



ア. 立入検査、報告徴収

廃棄物処理法第19条の規定に基づき、排出事業者や処理業者の事業場に対して、計画的に立入検査を実施し、処理基準の遵守などについて指導を行っています。また、多量排出事業者や産業廃棄物処理業者に毎年一回、処理状況の報告を求め、必要に応じて適宜指導しています。

◆産業廃棄物処理業者等に対する指導等実績（平成21年度）

立入検査	巡回※	措置命令
1,203	1,296	0
改善命令	その他文書指導	報告徴収
0	6	2,754

※巡回：廃棄物の保管状況、場内の清掃状況等をパトロールにより監視する立入検査

イ. 不法投棄防止パトロール

不法投棄防止パトロールは、廃棄物の不法投棄を防止するために、林道・海岸・土砂処分場など、不法投棄されやすい場所をパトロールカーで巡回監視し、発見した不法投棄物の撤去指導を行っています。パトロールは平日昼間だけでなく、夜間・早朝や土・日祝日にも行っています。また、このパトロールでは苦情の原因ともなる廃棄物の野焼きについても監視・指導を行っています。

◆不法投棄・野焼き等に関する苦情・要望件数（平成21年度）

苦情・要望件数	文書指導
324	2

ウ. 不法投棄等通報員

廃棄物の適正処理や環境保全に熱意のある市民約200名を「不法投棄等通報員」として公募により任命し、散歩や通勤など、日常生活を送る中で発見した廃棄物の不法投棄や野焼きなどの不適正処理について、通報を求めています。

エ. 不法投棄防止監視カメラ

不法投棄されやすい場所のうち17箇所に監視カメラを設置しています。抑止効果を図るとともに、カメラに不法投棄者の画像が撮影された場合は、警察への告発などに基づき厳正に対処することとしています。

オ. 許可申請時の審査・指導

産業廃棄物処理業や産業廃棄物処理施設の設置にかかわる許可申請に際しては、許可の要件や技術上の基準への適合状況を審査し、必要な指導を行っています。

◆産業廃棄物処理業者数（平成22年3月31日現在）

許可区分	収集運搬業	中間処理業	最終処分業	計
業者数	2,555	174	5	2,734

◆特別管理産業廃棄物処理業者数（平成22年3月31日現在）

許可区分	収集運搬業	中間処理業	最終処分業	計
業者数	564	25	0	589

カ. 行政処分

産業廃棄物処理業者が、廃棄物処理法に違反する行為やその他環境に関する法令違反を犯した場合は、許可の取消や事業停止処分とするなどの厳しい処分を行っています。

◆産業廃棄物処理業者に対する行政処分件数（平成21年度）

処分内容	許可取消	不許可	事業停止
件数	5	0	0

キ. 紛争予防要綱、市外から流入する産業廃棄物対策

平成3年5月に策定された「北九州市産業廃棄物処理施設の設置に係わる紛争の予防及び調整に関する要綱」によって、産業廃棄物処理施設設置事業者と地元住民との生活環境保全上の紛争を未然に防いでいます。

また、市外から流入する産業廃棄物対策として「北九州市産業廃棄物の広域移動に伴う処理の適正化に関する要綱」を制定し、市外排出事業者からの事前届出により、産業廃棄物の量・性状を把握するとともに搬入や処分の方法などの指導を行っています。

ク. 今後の取組

今後も廃棄物処理法の規定に基づき排出事業者や処理業者に対する立入検査や報告徴収、不法投棄防止パトロール、不法投棄等通報員制度・不法投棄防止監視カメラの活用、環境監視情報システムの活用など様々な取組によって、廃棄物の排出事業者責任の徹底と適正処理を推進し、生活環境の保全に努めていきます。

(2) 自動車リサイクル法

ア. 背景

使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）は、使用済自動車に起因するシュレッダーダスト（自動車の解体残渣）やフロンなどによる環境問題を解決するため平成17年1月から施行されました。

イ. これまでの取組

業者からの登録・許可申請時に際して許可の要件や各種基準への適合状況を審査し、また必要に応じて立入検査を行い、監視・指導を行っています。違法行為やその他環境に関する法令違反を犯した場合は、登録・許可の取消などの厳しい処分を行います。

ウ. 今後の取組

今後も、同法に基づき関連業者の登録・許可事務及び立入検査・指導を行い、使用済自動車のリサイクルの適正処理を推進していきます。

◆市内業者の登録・許可状況（平成22年3月31日現在）

業区分	引取業者（登録制）	フロン類回収業者（登録制）	解体業者（許可制）	破砕業者（許可制）
業者数	224	83	34	12